

～航空局からのお知らせ～

[2024年9月26日

★有視界飛行方式で飛行するための気象状態の評価について（リマインド）

本年6月9日、航空機が目的地に向けて進入中に進入経路から逸れ、同空港周辺の山中の樹木に接触し引っかかった状態となる航空事故が発生しました。当該事故については、現在、運輸安全委員会で調査中ですが、運航者に対する立入検査等において、当該事故に係る飛行に関し、気象情報から天候が悪化して有視界飛行状態を維持できない可能性があることを認識しながら航空機を出発させたことが確認されております。

過去においても、類似した事例として有視界飛行方式で雲中飛行したことによる事故が発生しており、それらの多くは死亡事故につながっています。これまでも有視界飛行方式で飛行するための気象状態の評価について周知してきているところですが、今回の事故を受けてリマインド致します。

有視界飛行方式で飛行する際の飛行のための気象状態を評価する際には、以下の点に留意し飛行の可否を判断しましょう。

- ・最新の気象情報を収集し、出発地と目的地における気象状態の現況のみならず、飛行経路上の気象状態及び目的地の到着予定時刻における気象状態についても分析すること。
- ・どのような気象状態の中で飛行するのかを予測し、常に有視界気象状態の維持が可能であり、航行の安全が確保できると判断された場合に限り、航空機を出発させること。
- ・飛行経路上及び目的地の気象情報が得られない場合の気象状態の分析については、当該飛行経路上及び目的地の最寄りの飛行場等に存する気象機関から提供される気象情報を活用するなどにより適切に判断すること。
- ・気象の変化が予想される場合には、出発前にあつては有視界気象状態の維持が困難な気象状態に遭遇した場合の代替案を検討するとともに、飛行中にあつても継続的な気象情報の収集に努め、気象の変更を承知するよう努めること。
- ・予期しない天候の悪化の兆候が見られるような場合には、時機を失せず早期の飛行継続の可否を決定し、出発地に引き返すか、又は飛行経路上周辺の適当な飛行場等に着陸すること。

最後に、航空局 HP に以下のリーフレットを掲載しておりますので、ご活用いただければ幸いです。

■気象情報の収集と解析について～操縦士の皆様の安全な飛行のために～

<https://www.mlit.go.jp/common/001379379.pdf>

■有視界飛行方式による雲中飛行事故防止について

<https://www.mlit.go.jp/common/001020880.pdf>

■空間識失調に陥らないための具体的な予防策及び万一空間識失調に陥った場合にその状況から離脱するための対処策に関するリーフレットについて

<https://www.mlit.go.jp/common/001392093.pdf>

※メールアドレス変更や配信停止の場合は、お手数ですが下記のメールアドレスにご連絡をお願いいたします。

-----

国土交通省 航空局 安全部安全政策課

MAIL : hqt-kogataki@ki.mlit.go.jp

TEL : 03-5253-8111

小型航空機安全対策係（内線 50135）

特定操縦技能審査担当（内線 50136）

～X(旧 Twitter)もやっています～[https://twitter.com/mlit\\_kogataki](https://twitter.com/mlit_kogataki)

-----